皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月十五日セルビア国の国祭日につき、同月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、二月十六日リトアニア国の国祭日につき、同月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第１号

北陸信越地方交通審議会から北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950―8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。

平成27年２月17日

北陸信越運輸局長　徳永　　泉

北陸信越地方交通審議会の意見（要旨）

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「241,400円」を「243,350円」に、ただし書の職員「224,950円」を「226,900円」に、部員「182,100円」を「184,000円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「172,950円」を「174,700円」にそれぞれ改正すること、船舶職員養成施設の課程の内、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間が６月に満たない者を第４項(1)の表に加えることが適当である。

２．北陸信越海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「238,300円」を「239,300円」に、部員「171,700円」を「172,700円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「194,200円」を「196,200円」に改正することが適当である。

４．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「194,200円」を「196,200円」に改正することが適当である。

公　害

国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ｂ棟４階九州地方環境事務所（電話番号096―322―2413）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成27年２月17日　環境大臣　望月　義夫

記

１　日時　平成27年３月25日（水）10時00分から11時30分まで

２　場所　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地　佐賀市清掃工場２階会議室

３　案件　国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区の指定について

国指定肥前鹿島干潟鳥獣保護区及び同肥前鹿島干潟特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ｂ棟４階九州地方環境事務所（電話番号096―322―2413）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成27年２月17日　環境大臣　望月　義夫

記

１　日時　平成27年３月25日（水）15時00分から16時30分まで

２　場所　佐賀県鹿島市大字納富分2643番地１　鹿島市役所５階大会議室

３　案件　国指定肥前鹿島干潟鳥獣保護区及び同肥前鹿島干潟特別保護地区の指定について

公　告

諸　事　項

工場財団

宮城県黒川郡大和町テクノヒルズ２番地**ソマテック株式会社**の工場財団に宮城県黒川郡大和町テクノヒルズ２番地ソマテック株式会社大和工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年２月17日　　仙台法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成27年２月６日から３週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年２月17日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

氏名　津田　晴規

所属する司法書士会　大阪司法書士会

登録番号　大阪第2739号

事務所の所在地　大阪市天王寺区味原町14番９号　上本町東ビル406号

違反行為　他人による業務の取扱い

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第２６号

青森県弘前市大字早稲田３丁目９番地７　司法書士法人あおば登記・法務事務所

申立人　太田　宜邦

本籍青森県弘前市大字禰宜町６番地の２、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所青森県弘前市、死亡年月日推定平成19年４月１日、出生の場所青森県弘前市、出生年月日昭和27年10月22日、職業無職

被相続人　亡　松田　基成

催告期間満了日　平成27年８月26日

青森家庭裁判所弘前支部

平成２７年（家）第２２号

岩手県花巻市東和町土沢６区64番地１

申立人　可児あさみ

本籍岩手県和賀郡東和町土沢１区208番地の２、最後の住所岩手県和賀郡東和町土沢１区208番地２、死亡の場所岩手県花巻市、死亡年月日昭和55年９月18日、出生の場所岩手県稗貫郡花巻町、出生年月日昭和７年12月５日、職業不明

被相続人　亡　小川　博子

催告期間満了日　平成27年８月31日

盛岡家庭裁判所花巻支部